

第2章

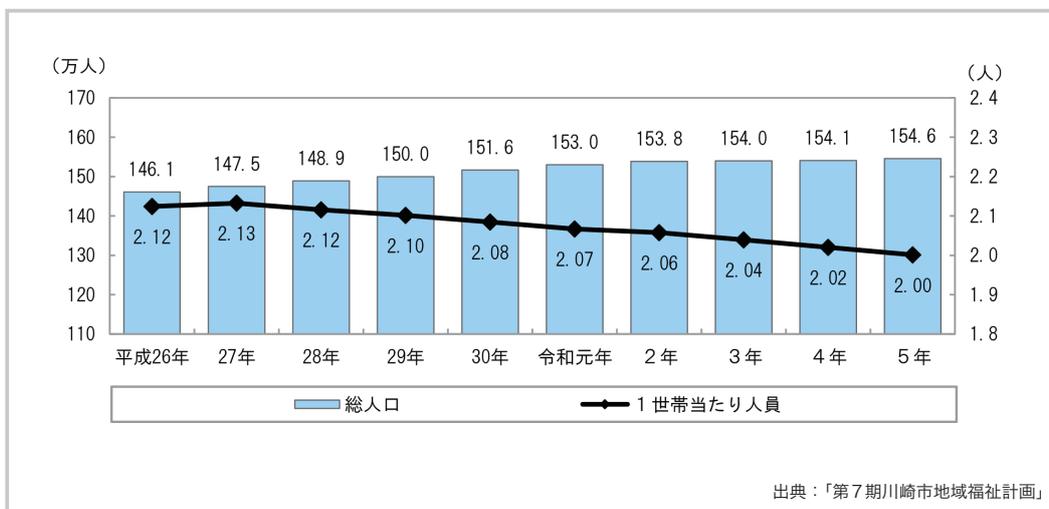
計画策定にあたって

1 地域福祉を取り巻く状況

(1) 川崎市民の全体像

① 総人口と1世帯当たり人員の推移

本市の人口は、平成29（2017）年に150万人を超え、その後も増加を続けています。令和5（2023）年10月現在154.6万人となっており、平成26（2014）年から約8.5万人増加しています。一方、1世帯当たり人員は平成27（2015）年以降、減少傾向にあります。

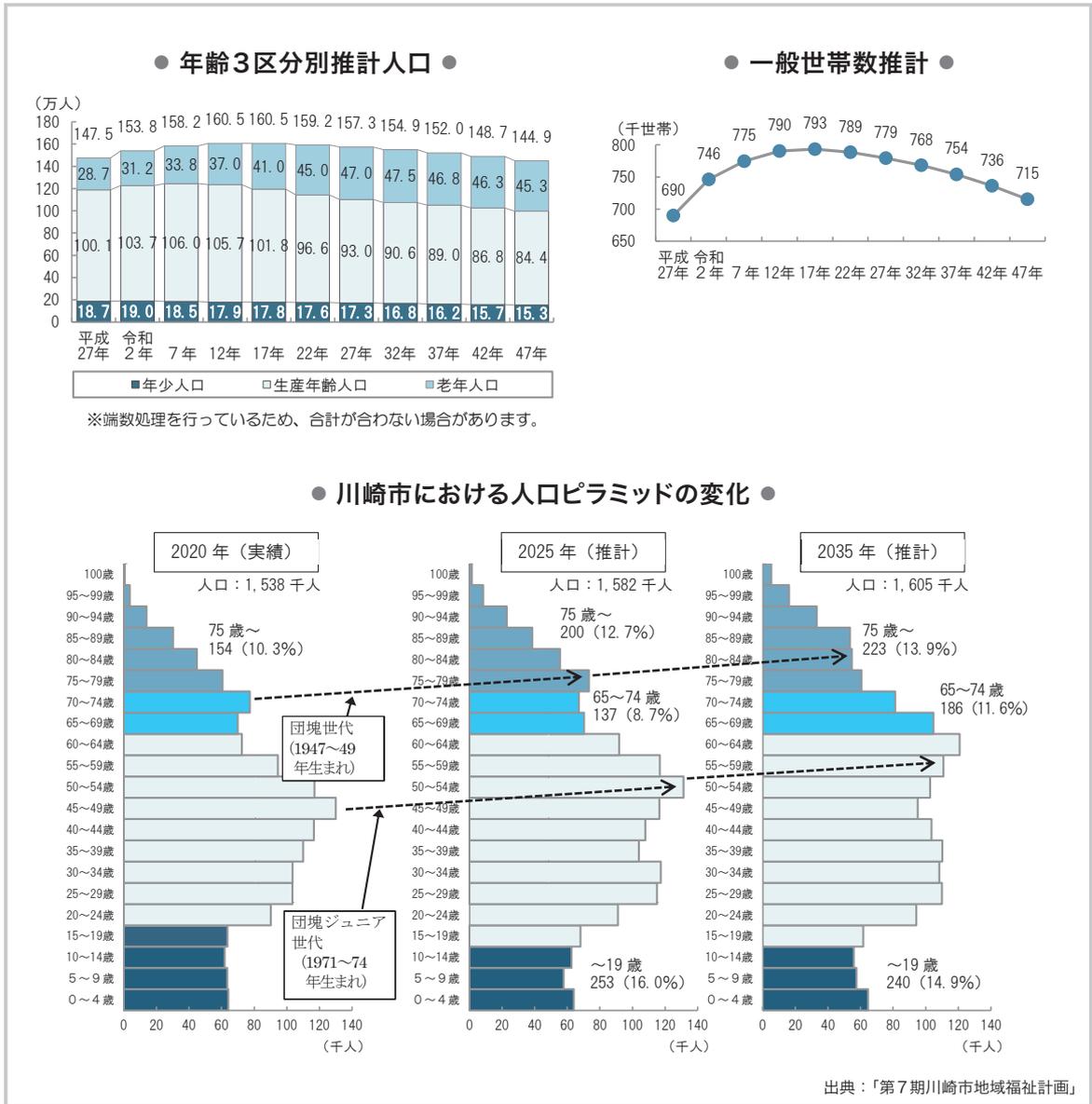


② 川崎市の将来人口推計

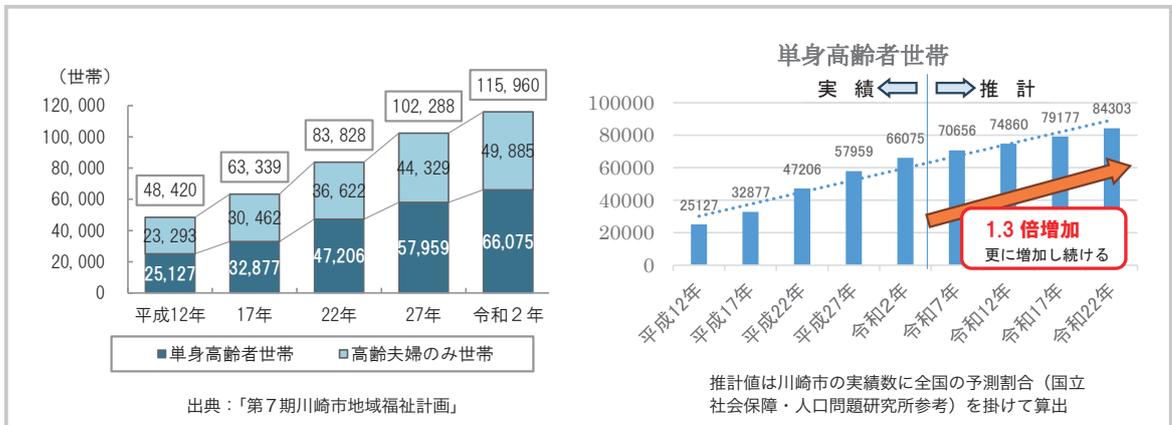
総人口は、令和12（2030）年頃に160.5万人となりピークを迎えると推計されています。

年少人口は令和2（2020）年頃、生産年齢人口は令和7（2025）年頃をそれぞれピークとして減少に転じ、老年人口は当面増加を続け、令和32（2050）年頃にピークを迎えると推計されています。

一方、一般世帯数は今後増加を続け、令和17（2035）年頃に79.3万世帯となり、それ以降は減少過程に移行すると想定されています。



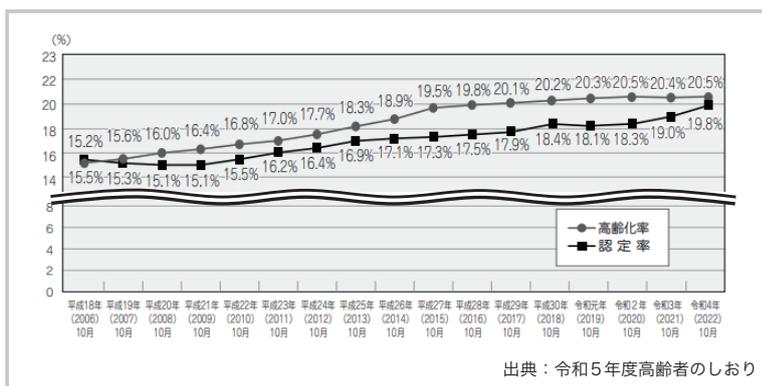
③ 川崎市における単身高齢者・高齢夫婦のみ世帯の推移



65歳以上のひとり暮らし高齢者、夫婦とも65歳以上の高齢夫婦世帯は増加しており、令和2(2020)年の国勢調査では、合わせて11.6万世帯となっています。

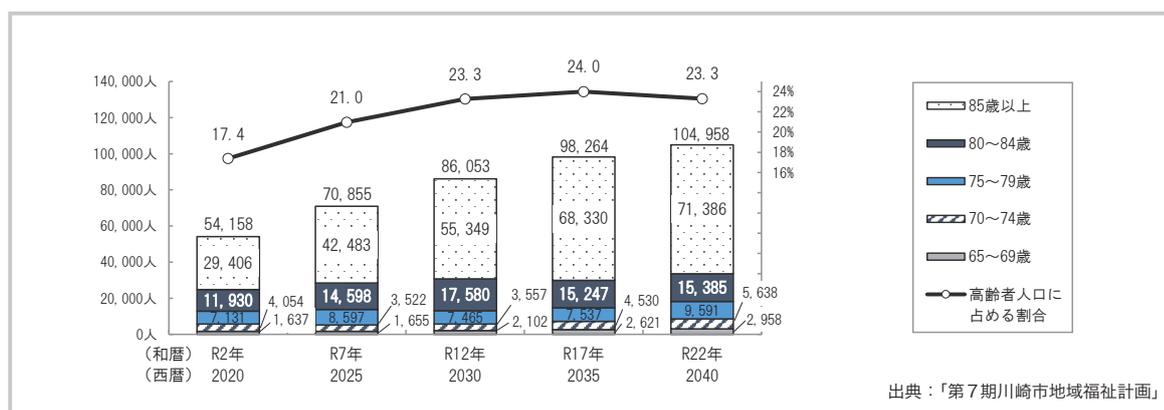
④ 川崎市における高齢化率と認定率の推移

本市の高齢者は平成29年(2017年)に20%を超え、今後も高齢化が進んでいくものと想定されます。同様に認定率(高齢者に占める認定者の割合)も令和4年度には20%近くに及ぶ数値となっています。



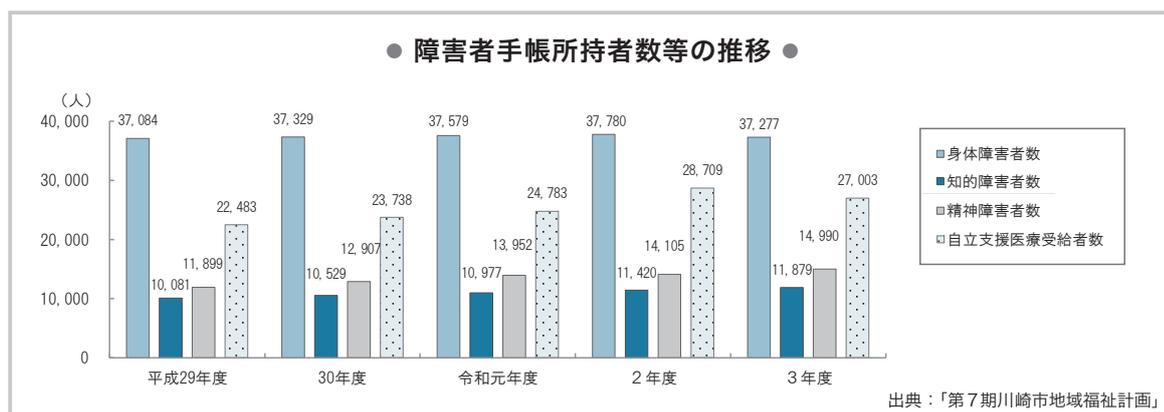
⑤ 川崎市における認知症高齢者の推移

本市の認知症高齢者数は、令和7(2025)年に7万人を超え、市の高齢者の約5人に1人が認知症であると推計しています。今後増加を続け、令和12(2030)年には8.6万人、令和22(2040)年には10.5万人まで増加すると想定しています。



⑥ 障害者福祉関係の統計

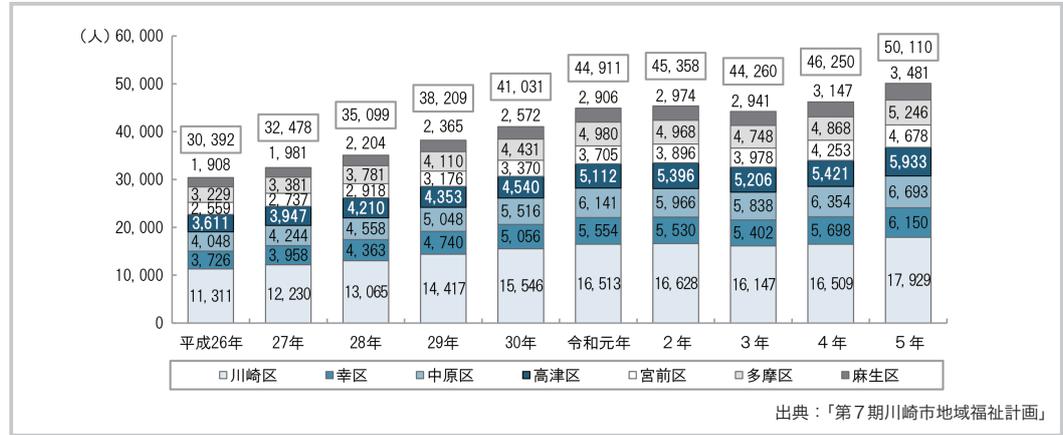
知的障害者数、精神障害者数(精神障害者保健福祉手帳所持者)は、いずれも増加傾向となっており、精神障害者数は平成29(2017)年度から約3,000人増加しています。自立支援医療受給者数は、令和2(2020)年度に約4,000人の増加がみられ、令和3(2021)年度は27,003人となっています。身体障害者数(身体障害者手帳所持者)は横ばい傾向となっています。



⑦ 外国人住民人口の推移

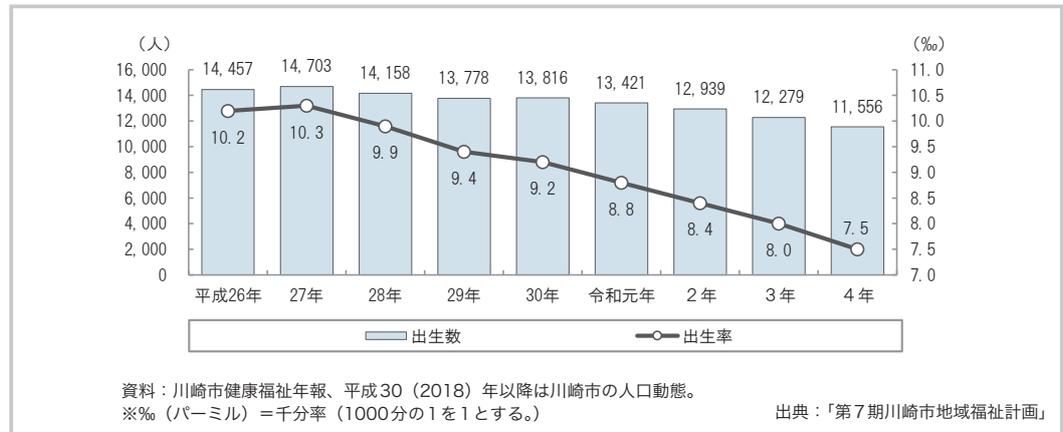
外国人住民人口は、平成26（2014）年以降増加傾向にあり、令和3（2021）年には一時減少に転じたものの、令和5（2023）年9月末日現在、50,110人となっています。

区別に見ると、最も多いのは川崎区で、全体の約35.8%を占めています。



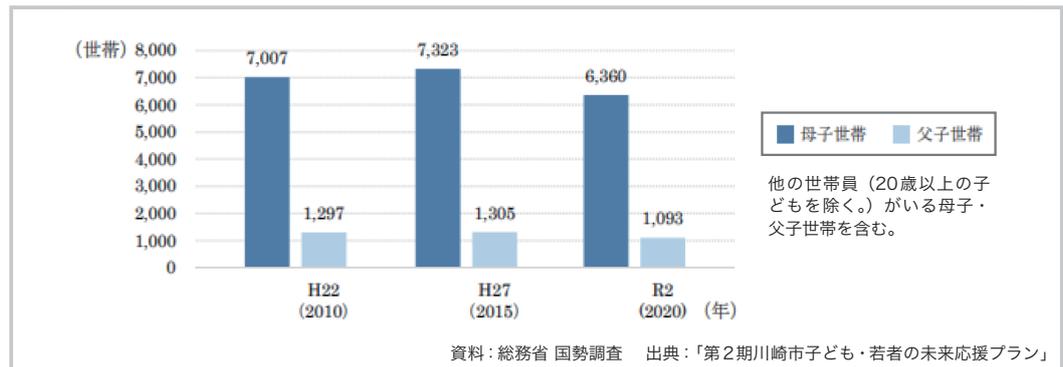
⑧ 川崎市における出生数・出生率の推移

出生数は、令和4（2022）年に1.2万人を割り込み、出生率（人口千対）は、平成28（2016）年以降減少が続いています。



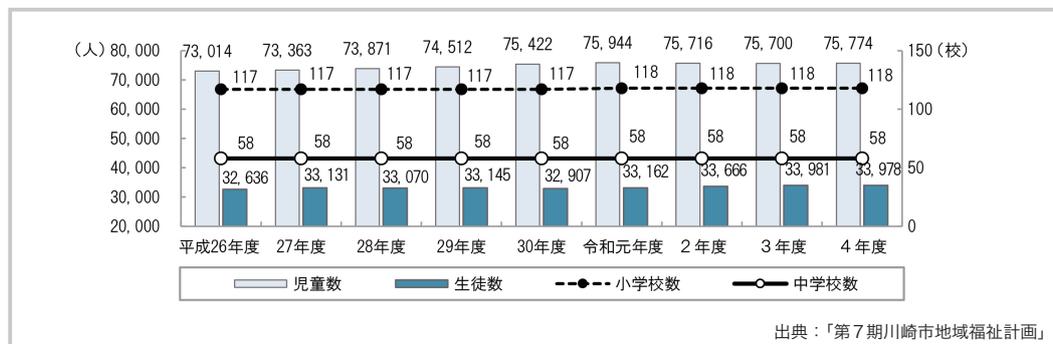
⑨ 川崎市における母子世帯数・父子世帯数の推移

本市における母子世帯及び父子世帯の世帯数の推移を見ると、令和2（2020）年に母子世帯数は6,360世帯、父子世帯数は1,093世帯となりました。



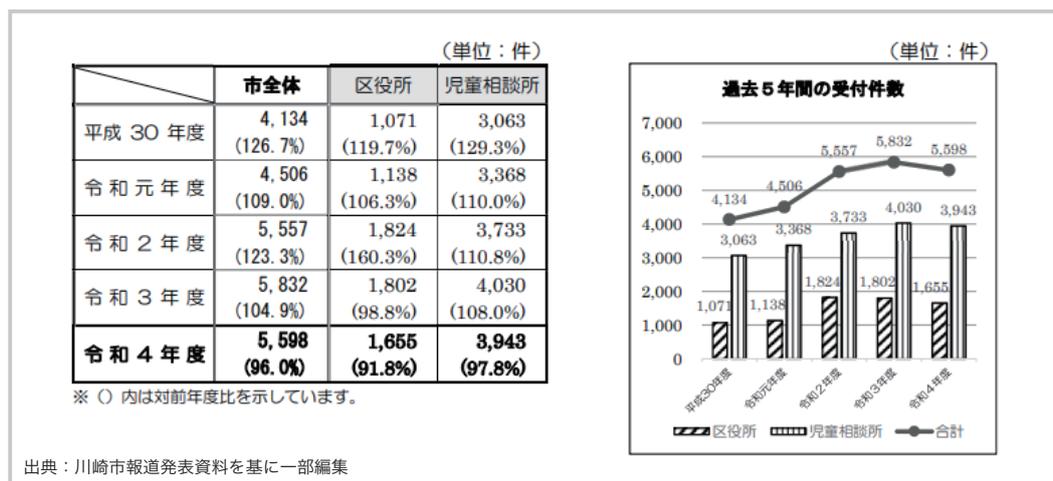
⑩ 川崎市における小学校数・児童数、中学校数・生徒数の推移

小学校児童数は令和元（2019）年度まで増加を続け、令和2（2020）年度以降は横ばいで推移しています。中学校生徒数は平成26（2014）年度以降、3.3万人前後で推移しています。



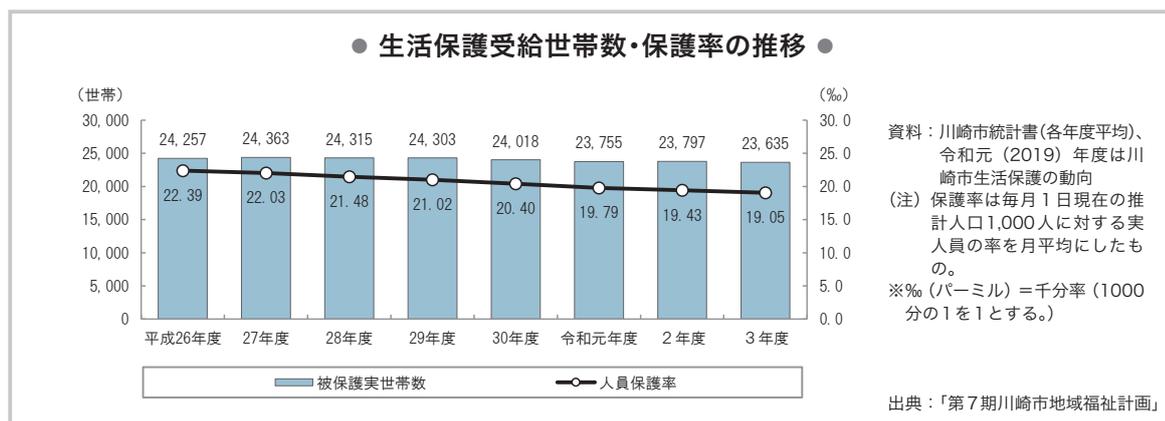
⑪ 川崎市における児童虐待相談・通告件数について

市全体での相談・通告件数は5,598件、対前年度比4.0%の減少となっており、平成24年度以来、10年ぶりに減少となっています。



⑫ 生活保護・受給世帯数・保護率の推移

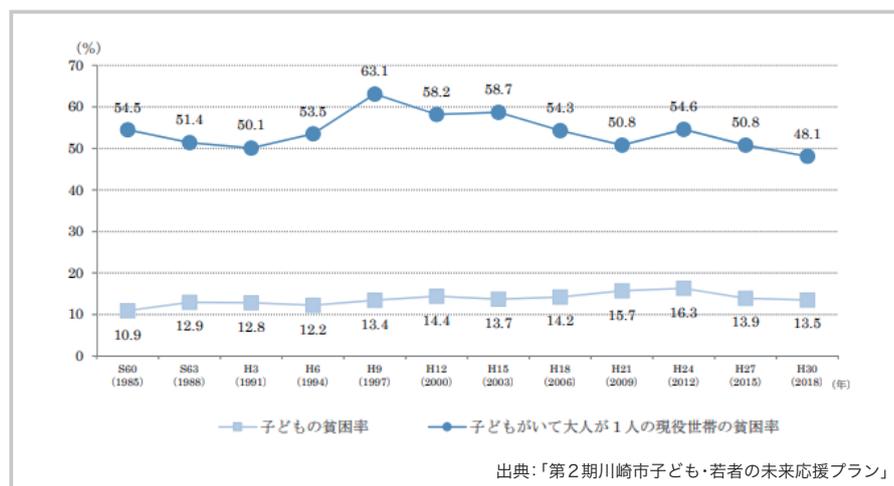
被保護実世帯数（受給世帯数）は令和元（2019）年度に24,000世帯を下回り、人員保護率は令和元（2019）年度に20%を下回るなど、それぞれ減少傾向がみられます。



⑬ 子どもの貧困率

平成 24 (2012) 年時点の我が国の「子どもの貧困率」は 16.3%で、約 6 人に 1 人の子どもが相対的貧困の状態にありました。平成 30 (2018) 年時点は、13.5%と改善しましたが、依然として約 7 人に 1 人の子どもが相対的に貧困の状態にあります。

特に、大人一人で子どもを育てる世帯の貧困率は 48.1%と極めて高い状況となっています。



⑭ 市社協における生活福祉資金（総合支援資金、緊急小口資金）貸付相談件数

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の生活福祉資金の貸し付け件数は新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年度と比較して141倍に跳ね上がりました。このことから市民生活の影響が大きいことが分かります。



● 参考:新型コロナウイルス感染症に係る資金特例貸付の最終件数 ●

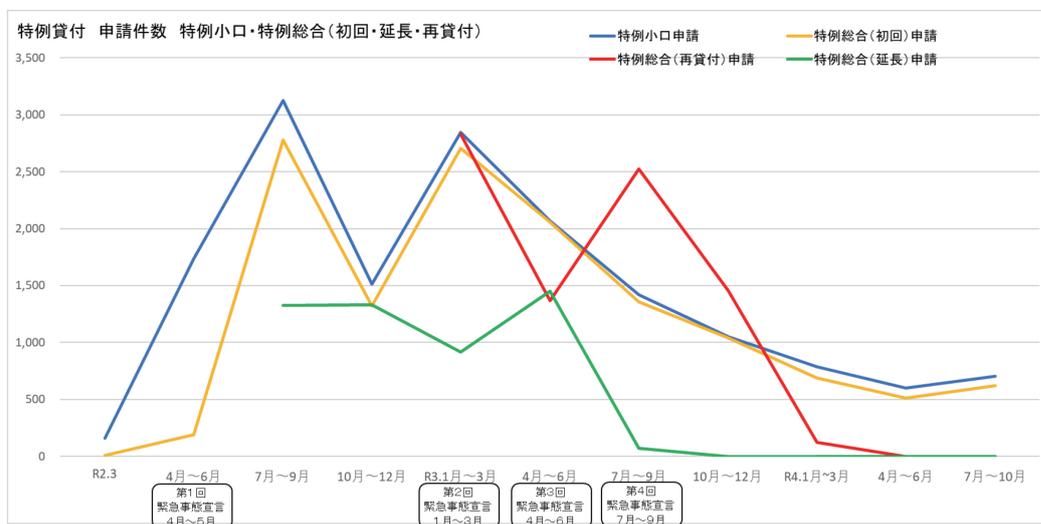
	相談受付		貸付決定	
	相談件数	金額	相談件数	金額
緊急小口資金	19,887	11,289,156	19,205	3,471,620
総合支援資金	初回		15,061	14,390
	延長	8,297	5,139	2,660,071
	再貸付	5,097	8,022	4,170,755
合計	48,342	18,174,393	46,756	17,461,506

※金額単位：千円

⑮ 川崎市における新型コロナウイルス感染症を踏まえた生活福祉資金貸付制度による緊急小口資金等の貸付実績状況

申請の推移は緊急事態宣言の時期に増える傾向がありました。特例貸付はコロナの影響で収入が減少した方を対象としており、緊急事態宣言による経済活動の自粛などが背景にあると考えられます。借受人も30代～50代の現役世代が7割近くを占めています。

	R2.3	4月～6月	7月～9月	10月～12月	R3.1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	R4.1月～3月	4月～6月	7月～10月
特例小口申請	159	1,737	3,125	1,512	2,845	2,068	1,417	1,051	784	600	706
特例総合(初回)申請	9	190	2,778	1,323	2,708	2,059	1,358	1,042	690	510	621
特例総合(再貸付)申請					2,831	1,367	2,522	1,455	121	0	0
特例総合(延長)申請			1,325	1,330	917	1,452	73	0	0	0	0
相談件数	662	4,767	15,778	12,530	21,546	18,847	15,111	11,472	7,415	6,656	6,699

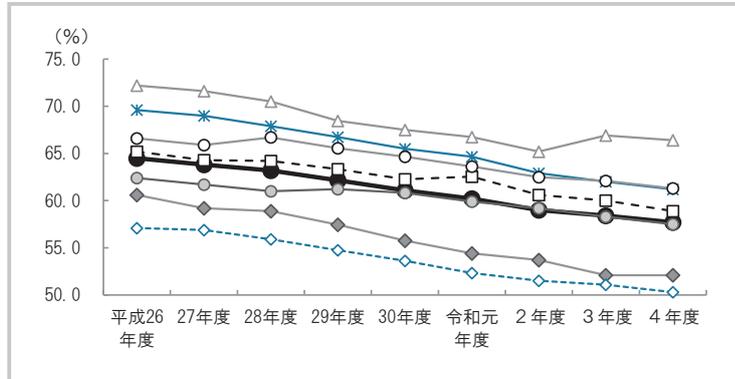


⑯ 生活再建支援室による資金借受人の困りごとの集計 (令和6年3月31日現在)

現在の困りごと	年代								合計
	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代		
電気・ガス・水道・携帯電話料金を滞納している	39	112	160	258	184	97	21	233	
家賃の支払いに困っている	6	12	27	44	37	16	4	146	
借りたお金を返せない、他にも借りたお金がある	6	17	26	38	27	17	4	135	
仕事のこと(仕事が見つからない等)	6	14	20	35	32	16	3	126	
病気、けが、障害など健康のこと	6	13	18	27	20	13	2	99	
子育てのこと(学費の心配、学校で使うものを買えない等)	1	5	5	15	10	5	2	43	
食べものを買えないことがある等		7	12	8	5	1		33	
家庭内の悩み(DVやひきこもり等)		1	4	13	7	2	1	28	
介護のこと	1	8	4	9		3		25	
特になし		1	1	1				3	

⑰ 町内会・自治会等加入率の推移

町内会・自治会等の加入率は低下傾向となっており、令和4（2022）年度は市全体で57.7%となっています。区別に見ると、幸区が66.4%で最も高く、次いで麻生区が61.3%、中原区が61.2%となっています。

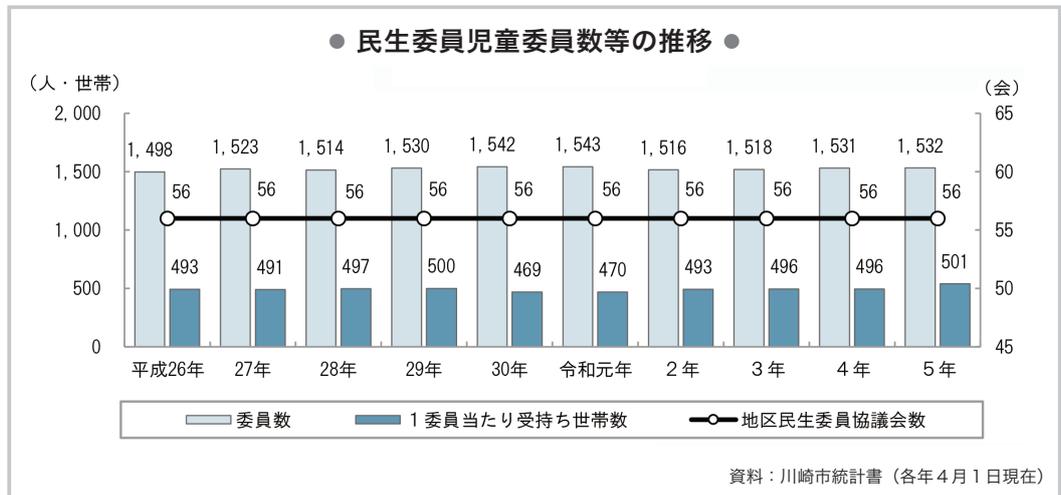


	平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
川崎市	64.5	63.8	63.2	62.1	61.1	60.2	59.0	58.4	57.7
川崎区	60.6	59.2	58.9	57.4	55.8	54.4	53.7	52.1	52.1
幸区	72.2	71.6	70.5	68.5	67.5	66.7	65.2	66.9	66.4
中原区	69.6	69.0	67.9	66.8	65.5	64.6	62.9	62.0	61.2
高津区	62.4	61.7	61.0	61.2	60.8	59.9	59.2	58.3	57.5
宮前区	65.2	64.3	64.2	63.3	62.3	62.5	60.6	60.0	58.9
多摩区	57.1	56.9	55.9	54.7	53.6	52.3	51.5	51.1	50.3
麻生区	66.6	65.9	66.7	65.6	64.6	63.6	62.5	62.1	61.3

資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在） ※割合（%）

⑱ 川崎市民生委員児童委員等の推移

人口、世帯数は増加している一方で、地区民生委員協議会数は横ばいとなっています。委員数は令和4（2022）年にやや増加しましたが、1委員当たり受持ち世帯数は令和5（2023）年に501世帯となり、前年から増加しています。



資料：川崎市統計書（各年4月1日現在）

(2) 川崎市における地域福祉の状況

① 地域において感じること

【住民調査】

「地域」において問題だと感じていることは、「地域防犯・防災に関する問題」が31.0%で最も多く、次いで「高齢者に関する問題」(30.8%)、「子どもに関する問題」(22.8%)、「地域のつながりに関する問題」(19.9%)となっています。

	区 分	H28年	R元年	R4年
1	地域防犯・防災に関する問題	34.6	35.4	31.0
2	高齢者に関する問題	35.7	34.4	30.8
3	子どもに関する問題	27.9	24.6	22.8
4	地域のつながりに関する問題	24.4	26.2	19.9
5	適切な情報が得られない、あることを知らない人がいるという問題	17.4	19.0	16.3
6	障害児・者に関する問題	11.5	10.2	10.1
7	家庭不安や心配ごとを誰にも相談できない人がいるという問題	10.5	9.8	10.0
8	健康づくりに関する問題	11.3	9.1	9.3
9	地域での活動・資源に関する問題(買い物、移動、食事など)	—	—	6.7
10	地域活動や団体活動を行う拠点や場所がないという問題	5.9	6.5	5.9
11	その他	3.8	3.6	3.3
12	特に問題だと感じていることはない	23.0	22.8	29.1

出典：第6回川崎市地域福祉実態調査報告書（複数回答：%）

【活動団体調査】

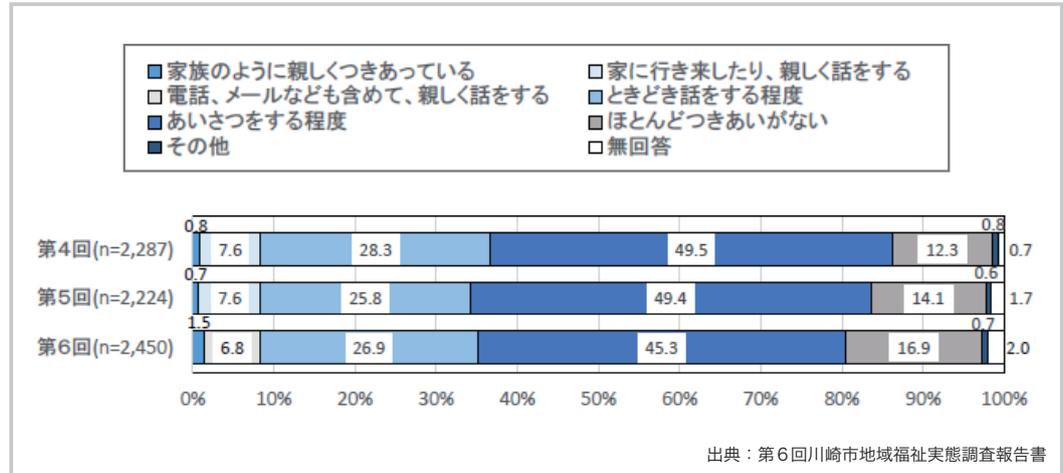
団体活動を行う中で、地域で問題だと感じていることは、「地域のつながりに関する問題」が60.0%で最も多く、次いで「高齢者に関する問題」が58.2%であり、「子どもに関する問題」、「心配事を誰にも相談できない問題」が昨年度より大きく数値が高くなっています。

	区 分	H28年	R元年	R4年
1	地域のつながりに関する問題	56.5	53.7	60.0
2	高齢者に関する問題	61.4	57.4	58.2
3	子どもに関する問題	36.8	34.0	39.4
4	地域防犯・防災に関する問題	43.2	39.6	39.1
5	障害児・者に関する問題	39.7	31.9	35.1
6	適切な情報が得られない、あることを知らない人がいるという問題	27.8	28.2	30.8
7	家庭不安や心配ごとを誰にも相談できない人がいるという問題	19.5	19.9	28.0
8	地域活動や団体活動を行う拠点や場所がないという問題	20.5	17.5	18.5
9	健康づくりに関する問題	19.7	16.0	18.2
10	地域での活動・資源に関する問題(買い物、移動、食事など)	—	—	14.2
11	その他	3.0	1.8	2.8
12	特に問題だと感じていることはない	6.5	4.9	3.7

出典：第6回川崎市地域福祉実態調査報告書（複数回答：%）

② 住民のつながり「近所付き合いの程度」

近所づきあいの程度は、「あいさつをする程度」が45.3%で最も多く、次いで「ときどき話をする程度」が26.9%である。また、「ほとんどつきあいがない」が16.9%である。「ほとんどつきあいがない」が増加傾向を示しています。



③ 高齢や病気、事故などで日常生活が不自由になった時に必要な手助けの内容

「安否確認の見守り・声かけ」が43.2%で最も多く、次いで「災害時の手助け」が35.4%、「炊事・洗濯・掃除などの家事」が28.3%、「ちょっとした買い物」が24.9%と高い割合となっています。

		地域の人に してほしいこと		自分自身で できること	
		R元年	R4年	R元年	R4年
1	安否確認の見守り・声かけ	49.1	43.2	62.2	54.3
2	災害時の手助け	42.3	35.4	35.7	31.6
3	炊事・洗濯・掃除などの家事	27.0	28.3	32.9	28.9
4	ちょっとした買い物	22.3	24.9	18.7	15.6
5	外出の付き添い	13.4	10.2	12.6	11.2
6	ごみ出し・雨戸の開け閉め	10.2	8.7	8.3	8.0
7	子育て・介護などの相談相手	7.7	7.2	9.5	7.5
8	趣味など世間話の相手	8.9	7.1	7.0	6.4
9	子どもの預かり	5.3	5.5	6.0	5.7
10	電球交換や簡単な大工仕事	7.6	2.9	8.4	5.5
11	草むしり、冷蔵庫内の整理	2.5	1.8	4.4	2.7
12	その他	2.2	2.0	2.4	1.8
13	特になし	13.0	13.1	12.6	12.0

出典：第6回川崎市地域福祉実態調査報告書（割合：%）

④ 社会的不安や孤独・孤立の問題に対応していくために有効だと思うこと

「地域住民による見守り訪問、声かけ運動、友愛訪問などの取組」が45.7%で最も多く、次いで「電気、ガス、水道の検針や新聞や牛乳配達を活用した見守りの取組」が37.0%、「地域包括支援センター等による生活実態の把握」が28.2%となっています。

	区 分	割合 (%)
1	地域住民による見守り訪問、声かけ運動、友愛訪問などの取組	45.7
2	電気、ガス、水道の検針や新聞や牛乳配達を活用した見守りの取組	37.0
3	地域包括支援センター等による生活実態の把握	28.2
4	ごみ収集による確認	27.7
5	弁当の配達時に安否確認する取組	25.9
6	民生委員児童委員による訪問、見守り	25.7
7	児童の登下校時の見守りの取組	25.0
8	会食会、コミュニティ・カフェ、サロンなどを催し、地域交流を深める取組	23.7
9	定期的な電話や傾聴訪問等の話し相手	16.4
10	身近な地域で開催される運動や体操などの取組	15.2

出典：第6回川崎市地域福祉実態調査報告書 ※回答件数：2,450件

⑤ 心配事の相談先

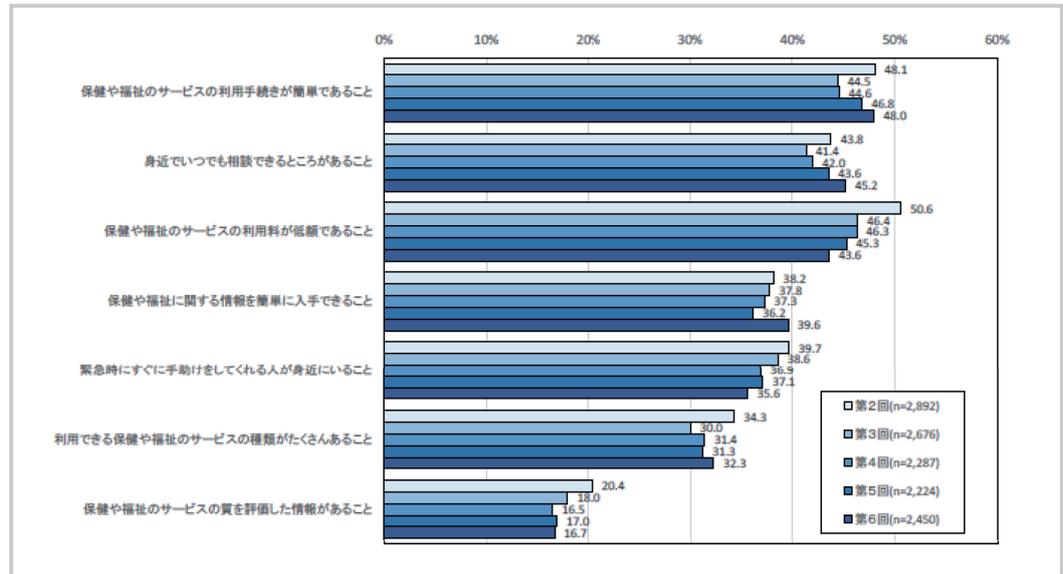
心配ごとや悩みごとがあった時の相談先は家族、友人など身近な人が多く、地域包括支援センターをはじめとする相談機関や民生委員児童委員などの相談員に相談する割合は、全てを合わせても約8%と低い結果となっています。

	区 分	割合 (%)
1	同居している家族	67.7
2	友人・知人	50.9
3	離れて暮らしている家族	36.2
4	インターネット	13.5
5	かかりつけの医療機関	12
6	近所の人	4.5
7	地域包括支援センター等専門相談機関	2.7
8	福祉施設やサービス提供事業所の職員	2.4
9	地域みまもり支援センターの職員	2.4
10	民間の相談機関	0.5
11	民生委員児童委員	0.3
12	社会福祉協議会	0.1
13	その他	2.5
14	誰にも相談しない	2.6
15	相談する人がいない	2.5

出典：第6回川崎市地域福祉実態調査報告書

⑥ 心配事を解決するために必要なこと

心配ごとを解決するために必要なことは、「保健や福祉のサービスの利用手続きが簡単であること」が48%で最も多く、次いで「身近でいつでも相談できるところがあること」が45.2%、「保健や福祉のサービスの利用料が低額であること」が43.6%、「緊急時にすぐに手助けをしてくれる人が身近にいること」が35.6%、「保健や福祉に関する情報を簡単に入手できること」が39.6%と続く。



出典：第6回川崎市地域福祉実態調査報告書

⑦ 保健や福祉の情報の入手先

「市の広報が」54.5%と最も多く、次いで「インターネットのホームページ」が28.1%、「町内会・自治会の回覧板」が25.0%、「チラシ・パンフレット」が19.8%、「新聞・テレビ」が14.5%と続く。「新聞・テレビ」が15.3%と続きます。

調査実施回を追うごとに「インターネットのホームページ」が増加傾向を示しています。

区分	市の広報	町内会・自治会の回覧板	インターネットのホームページ	チラシ・パンフレット	新聞・テレビ	友人・知人	学校	団体等の広報紙等	区役所まもり支援センター	社会福祉協議会	近隣	民生委員児童委員	その他	無回答
全体	54.5	25.0	28.1	19.8	14.5	10.0	4.5	2.6	3.6	2.0	3.0	1.8	5.9	5.4
20歳代	24.8	9.2	37.4	18.4	14.1	9.2	9.2	3.9	3.4	0	1.5	0.5	10.2	7.3
30歳代	42.1	9.7	39.6	23.6	6.6	11.0	8.5	1.6	3.1	0.3	2.5	0.3	6.9	3.5
40歳代	49.2	15.2	38.4	19.4	9.1	10.1	12.2	2.1	2.6	0.7	2.1	0.2	6.6	4.4
50歳代	58.0	23.0	33.3	17.3	12.2	7.9	2.1	1.7	2.8	1.1	3.6	1.1	7.0	3.2
60歳代	63.0	32.3	27.1	21.7	14.2	8.5	0.5	2.8	4.1	2.3	2.3	2.1	3.6	4.1
70歳代以上	67.7	43.2	8.9	19.2	24.1	12.6	0	3.6	4.9	5.1	4.4	4.4	4.1	8.0

出典：第6回川崎市地域福祉実態調査報告書 ※回答者数：2,798人（単位：%）

⑧ 地域活動やボランティア活動への参加状況

年代別にみると、おおむね年代が高いほど「町内会・自治会に関する活動」の割合が高くなる傾向があります。また、50歳代、70歳代は「環境美化（ごみ拾いなどを含む）に関する活動」が2割近くと、他の年代に比べ、やや高くなっています。

	区 分	全 体	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代 以上
1	回答者数(人)	2,450	206	318	427	469	387	609
2	町内会・自治会に関する活動	22.0	8.3	7.9	19.2	24.3	28.9	30.0
3	お祭りやイベントに関する活動	16.0	14.1	13.2	14.1	18.8	17.8	16.7
4	環境美化に関する活動	16.0	12.1	10.1	16.6	19.2	15.0	18.6
5	スポーツに関する活動	7.3	5.8	4.4	6.3	10.0	6.2	8.5
6	子育てに関する活動	6.7	4.9	8.8	9.4	8.1	6.2	3.4
7	健康づくりに関する活動	3.8	2.4	0.3	0.9	1.5	2.3	10.8
8	高齢者に関する活動	4.9	2.4	3.5	1.6	3.0	4.7	10.3
9	文化・芸術に関する活動	3.7	2.4	1.9	1.9	3.0	4.7	6.1
10	地域安全に関する活動	3.3	0.0	0.6	2.8	3.4	4.1	5.3
11	障害児・者に関する活動	2.6	2.9	5.7	2.8	1.5	3.1	1.3
12	社会福祉協議会に関する活動	2.9	1.5	0.9	0.2	1.9	3.6	6.7
13	医療に関する活動	1.0	1.0	1.6	0.2	1.1	0.8	1.5
14	その他	1.7	1.5	0.3	1.9	1.7	1.3	2.8
15	今は参加していないが 条件が整えば参加したい	16.2	14.6	13.5	15.5	17.1	18.9	16.6
16	参加したことがない	41.5	52.9	53.8	44.7	41.6	36.4	32.7

出典：第6回川崎市地域福祉実態調査報告書（複数回答）

⑨ 活動を行う中で困っていること

新たなスタッフ確保ができていない、スタッフの高齢化、活動のリーダー的人材不足など、担い手に関する課題が全体のほとんどの割合を占めています。また、新型コロナウイルス感染症などを踏まえた対応も高い割合が出ています。

	区 分	R元年	R4年
1	新たなスタッフが確保できない	53.7	48.6
2	スタッフが高齢化している	57.4	48.3
3	新型コロナウイルスなど新興感染症を踏まえた対応	—	24.9
4	活動のリーダー的人材が不足している	31.3	23.4
5	活動資金が不足している	13.8	9.2
6	活動がマンネリ化してきている	11.0	7.7
7	スタッフの意識が乏しい	11.0	5.2
8	活動拠点が確保できない	7.1	4.0
9	活動の依頼に対応しきれない	8.6	2.8
10	活動に必要な情報が得られない	1.8	2.5
11	活動の依頼が少ない	2.5	1.8
12	地域住民と馴染めていない	3.4	0.9
13	その他	6.4	8.0
14	特に困っていることはない	12.6	10.2

出典：第6回川崎市地域福祉実態調査報告書

⑩ 市内におけるボランティア活動状況

● 市社協、区社協各ボランティア（活動振興）センターでの合計数 ●

	区 分	R2年度	R3年度	R4年度
1	ボランティア活動者数	5,682	4,729	確認中
2	ボランティア依頼件数	451	409	259
3	ボランティア活動コーディネート件数	335	320	210

※令和元年度の数値は災害ボランティアセンターでの活動及び依頼件数は除く

全国の社協が把握しているボランティアの人数は、令和3年度と比較し、令和4年度は増加している。

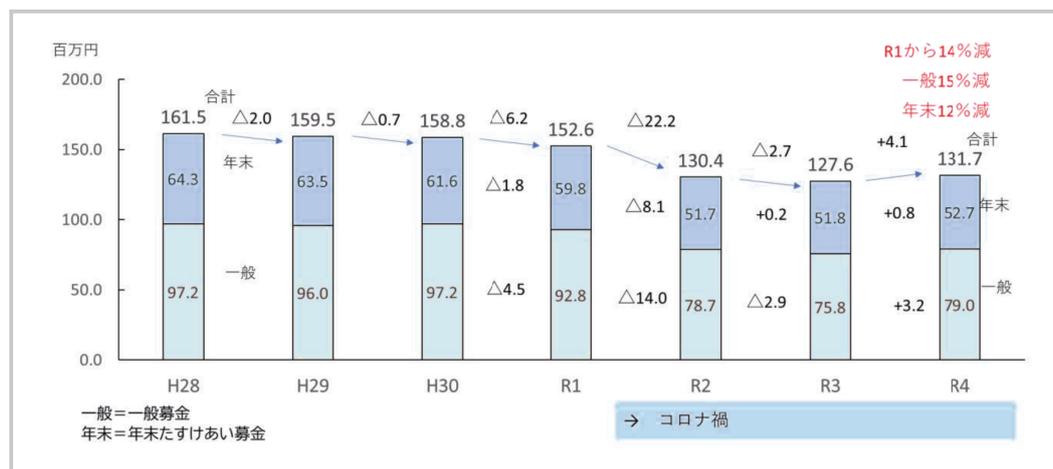
● 参考：全国の社協において把握しているボランティア人数の現況及び推移 ●

	区 分	R2年度	R3年度	R4年度
1	ボランティア団体数	169,641	170,883	175,046
2	団体所属ボランティア人数	6,771,819	5,593,360	5,916,408
3	個人ボランティア人数	944,865	748,833	761,267
4	ボランティア総人数	7,716,684	6,342,193	6,677,675

出典：全国社会福祉協議会まとめ ※一部加工

⑪ 川崎市内の共同募金実績額の推移

これまでも一般募金、年末たすけあい募金ともに、年々減少傾向にありましたが、新型コロナ発生後はさらに大きく減少しています。



⑫ 地区・区社協の認知度

地区・区社協の認知状況は、名前も活動内容も知っている人は15.8%（「名前も活動内容も知っている」3.8%+「名前を知っており、活動内容も少しは知っている」12%）、「名前も活動内容も知らない」が45.7%となっているなど認知度は低い状況が続いており、身近な福祉や活動の相談窓口としての社協のPR強化が必要です。

	区 分	H28年	R元年	R4年
1	名前も活動内容も知っている	3.5	4	3.8
2	名前を知っており、活動内容も少しは知っている	14	16.2	12
3	名前は知っているが、活動内容は知らない	32.5	34.8	34.3
4	名前も活動内容も知らない	45.6	40.8	45.7
5	無回答	4.3	4.2	4.2

出典：第6回川崎地域福祉実態調査報告書（割合：％）

⑬ 地区・区社協の活動に期待すること

個人では「在宅福祉サービスの充実」（51.3％）が最も高い割合です。また、「身近な相談の場としての機能強化」について、個人では4割、地域活動団体においても3割を超えるなど、大きな割合を占めています。

	区 分	個人（％）		地域活動団体（％）			
		R元年	R4年	R元年		R4年	
				地区社協以外	地区社協	地区社協以外	地区社協
1	在宅福祉サービスの充実	48.4	51.3	31.0	15.4	23.2	20.0
2	身近な相談の場としての機能強化	39.3	38.7	35.3	30.8	30.3	40.0
3	子育て支援の充実	23.8	26.8	27.3	30.8	25.0	12.0
4	ボランティア活動の促進	23.1	19.8	30.0	38.5	31.3	20.0
5	各種福祉講座・教室の開催	18.7	13.9	18.3	50.0	23.2	48.0
6	福祉関係団体の活動支援	12.2	12.1	21.7	34.6	19.0	24.0
7	NPOやボランティアグループへの支援	11.1	12.1	14.0	0.0	10.2	0.0
8	住民懇談会等の小地域活動の促進	10.4	8.8	16.7	30.8	14.4	20.0
9	その他	1.1	1.8	5.0	15.4	4.9	0.0
10	特になし	6.4	7.7	9.0	3.8	8.5	4.0
11	無回答	5.8	8.5	6.0	7.7	8.1	20.0
	回答者	450名	388名	220団体	26団体	284団体	25団体

出典：第6回川崎市地域福祉実態調査報告書（複数回答：％）

⑭ 成年後見制度の認知度

「言葉は聞いたことはあるが、制度の内容は知らない」が37％で最も多く、次いで「おおむね制度について知っている」が30.7％、「知らない」が28.3％となっており、制度の周知が行き届いていない現状があります。

	区 分	R元年	R4年
1	すでに制度を利用している	1.8	2.0
2	おおむね制度について知っている	34.9	30.7
3	言葉は聞いたことはあるが、制度の内容は知らない	35.6	37.0
4	知らない	24.4	28.3

出典：第6回川崎市地域福祉実態調査報告書 ※回答者数：2,450名（割合：％）

2 計画策定にあたって踏まえる視点

(1) 国や県の動き

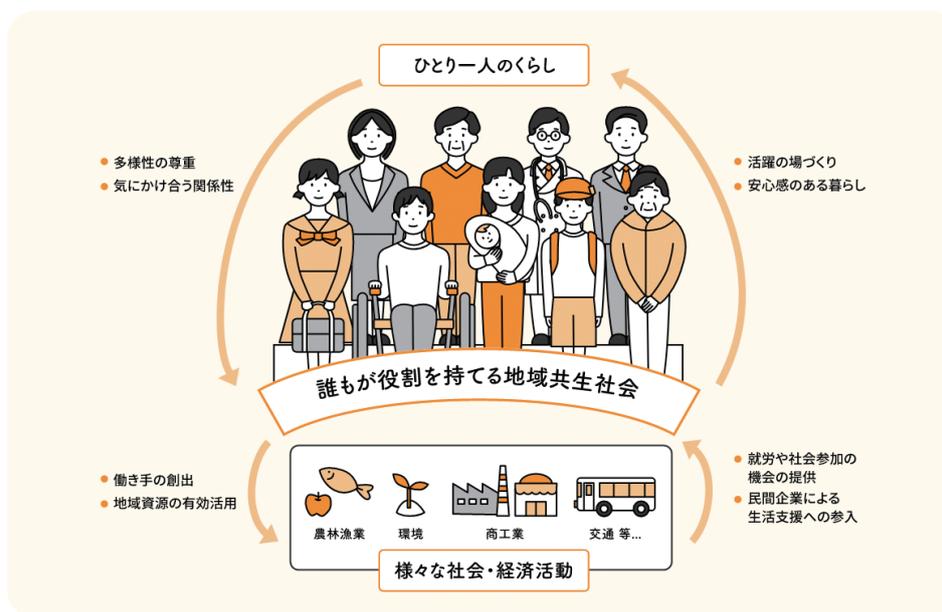
① 地域共生社会の実現に向けて

人口減少や少子超高齢社会の到来により核家族化が進み、生活様式が多様化するなど社会状況が変化し、地域のつながりが弱まる中、これまでの福祉サービスでは解決できない複合化・複雑化した課題が増加しています。

こうした中、平成28年6月に閣議決定された「^{※9}ニッポン一億総活躍プラン」では、制度や分野ごとの「縦割り」や、「支える側」と「支えてもらう側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することを目指すなどとした「地域共生社会の実現」が盛り込まれました。

平成30年に改正された社会福祉法106条の3には「地域住民が自ら暮らす地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくりの取組」の趣旨が明記され、さらには地域共生社会の実現に向けた手法の一つとして「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

第6期計画を策定するにあたっても地域共生社会づくりの視点を踏まえ、地域福祉を推進する中核的な組織としての役割を果たしていきます。



出展：厚生労働省ホームページ地域共生社会のポータルサイトより

② SDGsの理念を踏まえた地域福祉の推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成13年に策定された国連のミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、

日本としても積極的に取り組んでいます。

本計画は、数年後の川崎市を見据えており、地域の皆さんと共に支え合い、いつまでも安全・安心なまちで暮らせるような地域をつくるために地域活動に取り組んでいることから、国際目標であるSDGsと深くつながるものです。



出展：国際連合広報センターより

③ ^{※10}「障害者総合支援法」とその一部改正

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずることを目的として、「地域社会における共生に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が平成25年6月20日に成立しました。これにより^{※10}「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改められるとともに、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げられました。

この障害者総合支援法は、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等によって、障害者等の希望する生活を実現するため、令和4年に改正されました。

また、全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が重要なことから、令和4年5月に^{※11}「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関わる法律」が施行されました。

障害者や難病患者等が、住み慣れたまちで安心して暮らし続けることができる地域共生社会が実現に向けた取組を推進してまいります。

④ こどもがまんなかの社会の実現に向けて

我が国では、結婚に対する価値観の変化や経済的な不安など様々な理由による未婚化・晩婚化により少子化が急速に進行、子育ての孤立化により児童虐待相談対応件数の増加、ヤングケアラーの顕在化、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」）という。）拡大や物価高騰の影響により経済的に困窮する子育て家庭の増加など、子どもを取り巻く問題が深刻化しています。

1994年、^{※12}子どもの権利条約に批准を行った我が国では、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする取組を推進していくとし、そのための新たな司令塔として、令和5年4月こども家庭庁が創設されました。

市社協も引き続き、全ての子どもが安心、安全に健やかに成長できる地域づくりを推進していきます。

⑤ 社会福祉法人による地域における公益的な取組の推進

社会福祉法人は、平成28年の社会福祉法改正により実施された社会福祉法人制度改革において、経営組織のガバナンスの強化に取り組むとともに、地域における公益的な取組を実施する責務を負うこととされ、これまで以上に地域福祉の中心的な担い手となり、多様で複雑化している福祉ニーズに対応することが求められるようになりました。

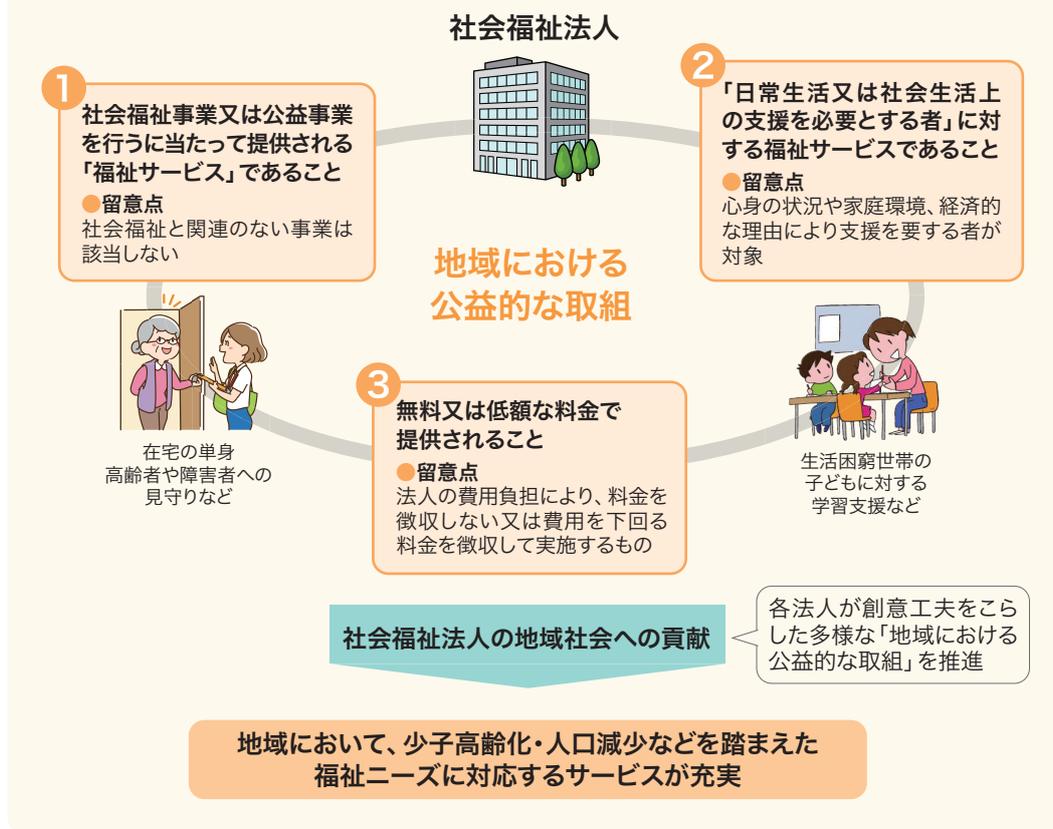
社会福祉法人（施設）が持つ専門性、ノウハウ、設備、ネットワークなどの資源を活用し、協働により、複雑・複合化している地域生活課題の解決や、地域のニーズに応じていけるなど、地域福祉の推進に大きな可能性が広がります。

● 地域における公益的な取組について ●

平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

参考：社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）第24条（略）

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。



⑥ 新型コロナ5類移行後を踏まえて

令和2年1月に発生した新型コロナは、8回に渡る感染拡大の波、その中で4回の緊急事態宣言、2回のまん延防止等重点措置が発出され、日常生活に大きな影響を与えました。

それまで地域福祉は「つながる、支える、参加する」という視点での活動が中心でしたが、3密回避等の普及が進み、これまで大切にしてきた視点での活動を自粛することが求められるようになりました。

その中でも、^{※13}ICTの活用、屋外など広い会場を使用しての活動、時間短縮や手作りパネルなどの設置をはじめとする3密対策に工夫をしながら、つながりを絶やさないうち地域活動を継続して行ってきました。

この度、新型コロナは、季節性インフルエンザと同じ5類感染症に位置づけられ、これにより新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく様々な要請は終了しましたが、コロナ禍において創意工夫し実践してきた活動手法は今後の地域活動に積極的に活かし、活動の深化を図っていきます。

⑦ 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～の視点を踏まえて

神奈川県では津久井やまゆり園において発生した事件を受け、県議会と共同で「ともに生きる社会かながわ憲章」を定め、障害者福祉の推進に向け取組を推進してきました。

障がい当事者との対話を重ねる中で、障がい者本人の立場に立つことが大切と改めて気づき、障がい者に関係する全ての人、障がい者一人ひとりの立場に立ち、その望みと願いを大事にし、周りの人が工夫しながら必要な支援をすることが、障がい者のみならず障がい者に関わる人々の喜びにつながり、その実践が「障害者目線の障がい福祉」である考えに至りこの条例が作成されました。

この条例は第6期計画理念達成に向け重要な視点となるものと考えます。

(2) 川崎市の動き

① 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進

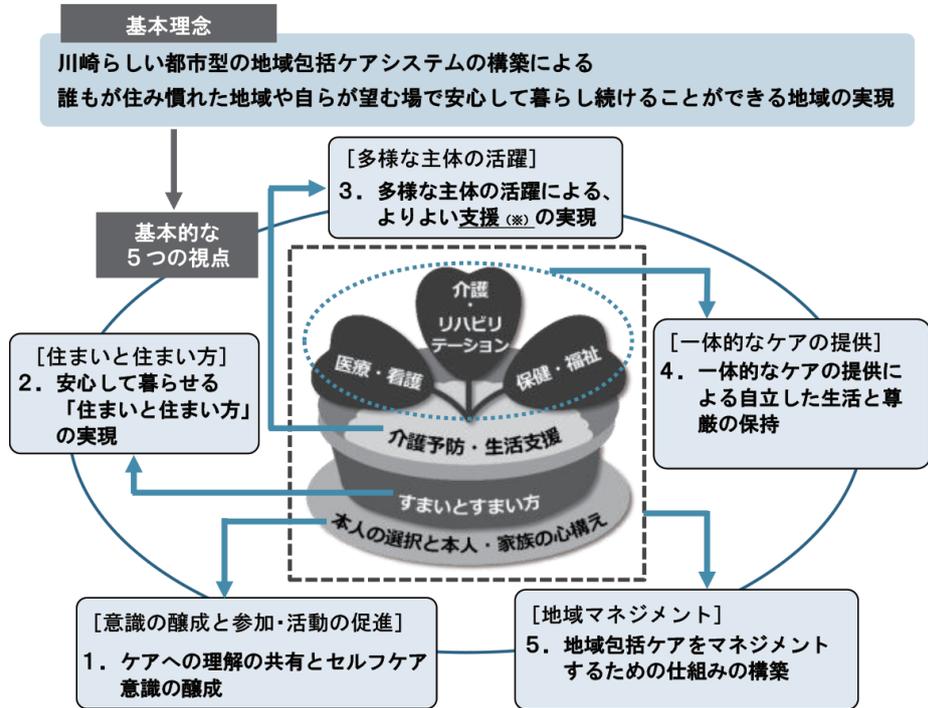
川崎市においては、少子高齢化とともに、昨今、家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化が進み、地域における生活課題の多様性が高まっていることから、高齢者に限らず、すべての地域住民を対象として、関連個別計画の上位概念として、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン（以下「推進ビジョン」という。）」を策定しました。

この「推進ビジョン」は、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念とし、「①意識の醸成と参加・活動の促進」「②住まいと住まい方（地域コミュニティ等との関わり方）」「③多様な主体の活躍」「④一体的なケアの提供」「⑤地域マネジメント」の基本的な5つの視点で取り組むものです。

これらの取組を通じて、住み慣れた地域で自分らしさを発揮し、自立した日常生活を営むことができるように、生活に必要な要素が包括的に確保された体制づくりとして、地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

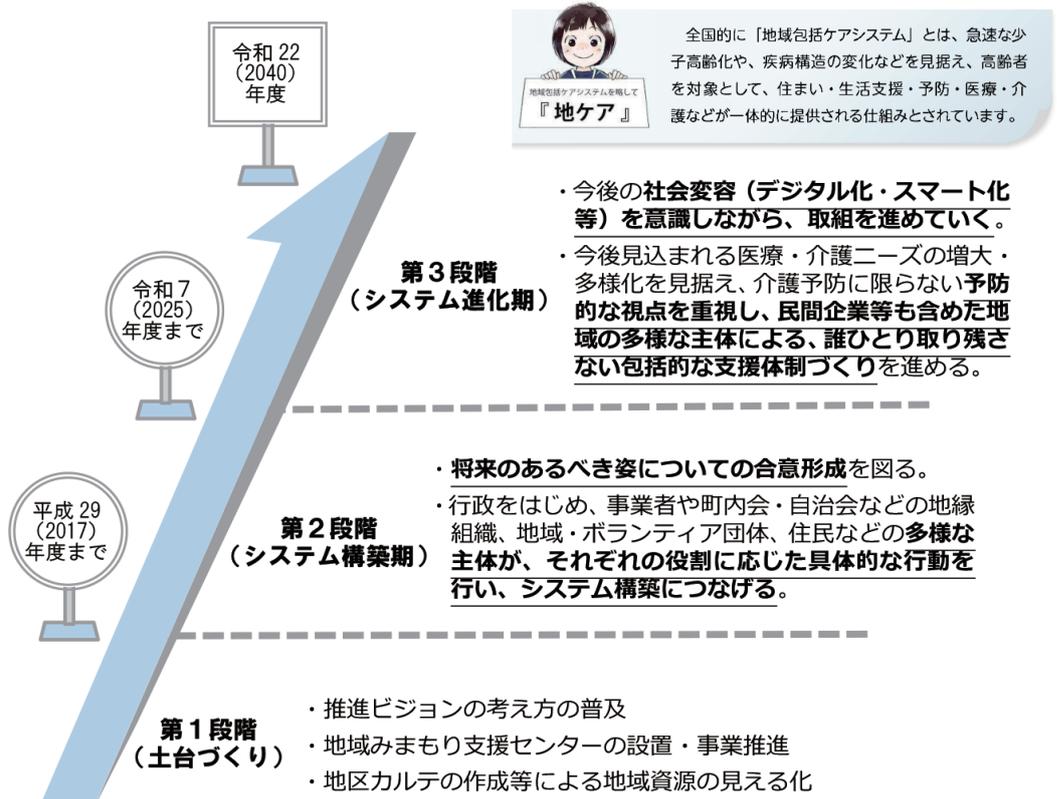
構築に向けたロードマップとしては、「推進ビジョン」を策定して以降の平成27年度から29年度までを第1段階の「土台づくり」の期間として、平成30年度から令和7年度までを第2段階の「システム構築期」、令和8年度以降を第3段階の「システム進化期」として、地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

● 「推進ビジョン」における取組の視点 ●



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「<地域包括ケア研究会> 地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年をもとに作成
 ※「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会運営委員会」での議論を踏まえて、民間企業なども含めたより多様な主体の参画が進んでいることから、「3. 多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現」の「ケア」を「支援」と読み替えて表記しています。

● 地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ ●



② 川崎市子ども・若者の未来応援プラン

子ども・若者が抱える課題への対応を確実に実施するとともに、国の「新・放課後子ども総合プラン」など、直近の国の動向等を踏まえるほか、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」と多くの同一事業の進行管理を行っている「川崎市社会的養育推進計画」と統合することにより、教育・福祉・保健・雇用等、多分野に展開する子ども・若者及び子育て支援を効果的に推進するため、令和4年3月に「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を策定しました。この計画に基づき、未来を担う子ども・若者が、夢や希望を抱き、一人ひとりが持つ力を活かして、社会の中で自立し主体的な人生を送ることで幸せが実感できるよう、ライフステージを通じた切れ目のない子ども・若者の育成支援や子育て支援を総合的に進めていくとしています。

特に、「施策の方向性Ⅲ 7子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」は、市社協が取り組む食糧支援や地域との連携による場づくりの視点と大きく関連するものです。

● 計画の基本的な視点

- 視点1 子どもを権利を尊重する
- 視点2 地域社会全体で子ども・子育てを支える
- 視点3 子ども・若者のすこやかな成長・自立に向けた切れ目のない支援を行う
- 視点4 すべての子ども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援する

● 施策の方向性と展開

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

- 【施策】
- 1 子育てを社会全体で支える取組の推進
 - 2 子どものすこやかな成長の促進
 - 3 学校・家庭・地域における教育力の向上
 - 4 子育てしやすい居住環境づくり

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

- 【施策】
- 5 質の高い保育・幼児教育の推進
 - 6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

- 【施策】
- 7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり
 - 8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援
 - 9 障害福祉サービスの充実

③ かわさき教育プラン

「かわさき教育プラン」は、教育委員会の取組内容を記載した行政の計画であるとともに、本市の約10年間の教育が目指すものを当事者間で共有し、連携・協力の下に取組を推進するための指針となるものです。

平成27年3月、平成17年3月に策定した「かわさき教育プラン」が果たしてきた役割を継承しつつ、子どもの実態や社会情勢の激しい変化等を踏まえ、本市の教育施策を総合的かつ体系的に推進し、今後目指すべき基本理念や基本目標などを実現するための計画として、「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」を策定しました。

かわさき教育プランは、川崎市総合計画をはじめ、関連する計画との整合性を図りながら策定しており、関連する主な計画の中には「川崎市地域包括ケア推進ビジョン」も含まれていることから、本計画との関連性も高いものとなります。

また、かわさき教育プランで掲げられている19の施策のうち、特に「基本政策Ⅱ 施策及び主な取組2 豊かな心の育成」、「基本政策Ⅵ 施策及び主な取組2 地域における教育活動の推進」は、市社協が取り組む福祉教育や場づくりなどの視点と大きく関連するものです。

● プランの基本理念・基本目標 ●

基本理念 夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

基本目標

自主・自立

変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

共生・協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

第3期実施計画(令和4(2022)年度～令和7(2025)年度)「8つの基本政策」と「19の施策」及び「主な取組」

<p>基本政策Ⅰ 人間としての在り方 生き方の軸をつくる</p> <p>自己有用感や規範意識、人と関わる力等の子どもの社会的自立に向けて必要な能力や態度及び共生・協働の精神を、小学校段階からすべての教育活動を通じて計画的・系統的に育む「キャリア在り方生き方教育」を推進します。</p> <p>●施策及び主な取組</p> <p>1. キャリア在り方生き方教育の推進</p>	<p>基本政策Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす</p> <p>学ぶ意欲を高め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育み、将来の予測が難しい社会を生き抜くために必要な「生きる力」を確実に身につけることをめざします。</p> <p>●施策及び主な取組</p> <p>1. 確かな学力の育成 2. 豊かな心の育成 3. 健やかな心身の育成 4. 教育の情報化の推進 5. 魅力ある高等学校教育の推進</p>	<p>基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する</p> <p>障害の有無や生まれ育った環境に関わらず、すべての子どもがいきいきと個性を發揮できるように、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育(支援教育)を学校教育全体で推進します。</p> <p>●施策及び主な取組</p> <p>1. 共生社会の形成に向けた支援教育の推進</p>	<p>基本政策Ⅳ 良好な教育環境を整備する</p> <p>地域における子どもたちの見守りや、防災教育の推進などにより、学校安全を推進します。</p> <p>「学校施設長期保全計画」に基づく改修工事やエレベータ設置などバリアフリー化の取組を進め、より多くの学校の教育環境を早期に改善し、安全・安心で快適な教育環境を整備します。</p> <p>●施策及び主な取組</p> <p>1. 安全教育の推進 2. 安全・安心で快適な教育環境の整備 3. 児童生徒数・学級数増加への対応</p>
<p>基本政策Ⅴ 学校の教育力を強化する</p> <p>「地域とともにある学校づくり」を推進しながら、研修等を通じて教職員一人ひとりの資質・能力の向上を図るとともに、教職員が子どもたちと向き合う本来的な業務に一層専念できる体制を再構築することで、学校の教育力を高めます。</p> <p>●施策及び主な取組</p> <p>1. 学校運営体制の再構築 2. 学校運営の自主性、自律性の向上 3. 教職員の資質・能力向上</p>	<p>基本政策Ⅵ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす</p> <p>各家庭における教育の支援や、大人も子どもも学び合い、育ち合うための環境づくりを通じて、家庭・地域の教育力の向上を図ります。</p> <p>●施策及び主な取組</p> <p>1. 家庭教育支援の充実 2. 地域における教育活動の推進</p>	<p>基本政策Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境をつくる</p> <p>市民の自主的な学びの機会を提供し、地域づくりにつながる学びや、学びを通じた出会いを促進するとともに、地域における生涯学習の担い手を育成していきます。</p> <p>社会教育施設について市民サービスの向上に向けた取組を進めるとともに、学校施設の有効活用などを推進し、学びの場の充実を図ります。</p> <p>●施策及び主な取組</p> <p>1. 自ら学び、活動するための支援の充実 2. 生涯学習環境の整備</p>	<p>基本政策Ⅷ 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める</p> <p>「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、国史跡橋樹官衙遺跡群をはじめとする文化財の保護・活用を推進します。</p> <p>日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館の博物館活動の充実により、各施設のさらなる魅力向上を図り、本市の魅力として発信します。</p> <p>●施策及び主な取組</p> <p>1. 文化財の保護・活用の推進 2. 博物館の魅力向上</p>